

『下川事件』が国会で 取り上げられた!

「交通事故の実況見分調書はなぜ開示できないのか？」
細川議員の質問に、鳩山大臣と法務省刑事局長が、画期的答弁

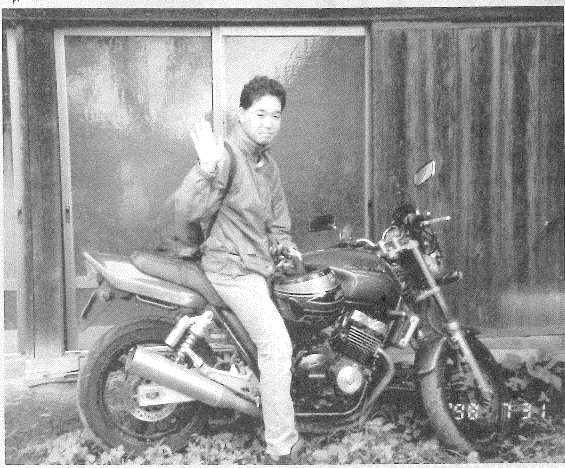
10年前、日本一周ツーリング中に乗用車との衝突事故で亡くなった下川浩央さん(当時26)。彼の両親は今、「警察によって実況見分調書等が捏造、改ざんされた」として、この事故の捜査にあたった熊本県警(熊本県)を相手に民事裁判を起している。なぜ交通事故の遺族が、このような闘いを強いられるのか? もっと早く『実況見分調書』を見ることができれば……。そうした声が高まる中、5月30日、国会の法務委員会で『下川事件』が取り上げられた。そして実況見分調書の早期開示について、かなり前向きな答弁が引き出された。6月号に引き続き国会ライブをお届けしよう。

柳原三佳の 新 一瞬の真実 本誌 追求

FILE NO.036
「下川事件」(熊本)

●取材・文
—柳原三佳 <http://www.mika-y.com/>
●イラスト—佳岡広澄

■やなぎはらみか
バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や『週刊朝日』に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行っている。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、『交通事故被害者は二度泣かされる』『自動車保険の落とし穴』(朝日新書)など著書多数。自らも限定解除のナナハンライダーである。



在りし日の下川浩央さん。事故の約3ヶ月前、愛車と共に撮影された数少ない写真。

調書早期開示に
一歩前進か

べきだ」とこれまでも主張してきましたが、どうも刑事訴訟法47条が壁になりまして、今までは法務省からなかなかいい答えがもらえていなかったわけでございます。

私は、超党派の交通事故問題を考える国会議員の会の事務局長もやったりしており、交通事故の被害者からいろいろな要望も聞きます。

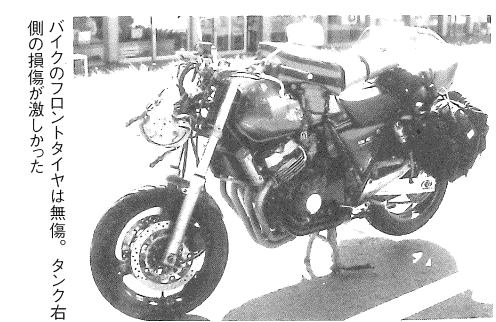
調書は、判決確定後は開示されますけれども、起訴されるまでは非開示ですし、不起訴の場合、供述調書なんかはなかなか開示されない、こういうことであります。特に、警察や検察の捜査に不満がある場合ですと、不起訴になって初めて実況見分調書などの内容がわかって驚いた、といった例が相次いでおります。

交通事故の場合は、どちらが被害者かわからないような場合が専ら多いわけでありまして、特に一方が死亡したような場合には、生存者の方が供述すること、それがそのまま採用されるということもいまだにあるようにございまして、私は、この点が非常に気になるようになってございまして、

そこで、一昨日もテレビのニュース番組で報道されておりました事故をちよつと御紹介しますと、発生はかなり前ですが、平成10年の11月に熊本県で起こっております。亡くなったのは、東京から単身でバイクの旅行をしていた男性で、警察の調べでは、停車中の乗用車にバイクが追突をしたということですが、遺族がその実況見分調書を見たのは、乗用車の運転手の不起訴が決まった後だということになります。

そこで、その後、遺族は自分で調査を始めまして、警察の調べとは逆に、走行中の乗用車がバイクの前方に切り込んできた、だから乗用車にバイクが衝突した、そういう鑑定結果も出たらしいです。しかし、そういう結果が出ても、遺族の主張は退けられ、結局乗用車の運転手の責任はなし(※筆者注 100%バイクの過失)、ということになっております。

この事件は現在も係争中ですから、私はこの事実関係に入ってあまりどうこう言いた



バイクのフロントフェアリングは無傷。タンク右側の損傷が激しかった。

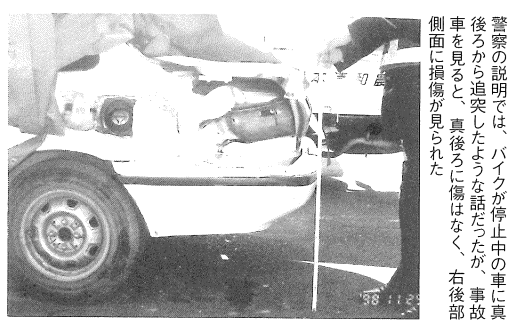
5月28日(水)の朝、私はテレビ朝日の「スーパーモーニング」に出演した。取り上げたのは、『下川事件』。熊本で起こったバイクの死亡事故だった。

この事件については、これまで本誌でもたびたび取り上げてきたので、覚えているという方も多いだろう。

愛車にテントやシュラフなどたくさん荷物を積み込んで日本一周ツーリング中に出かけていた下川浩央さんは、阿蘇山をバックに最後の写真を撮ったあと、九州の最南端を目指して走り始め、その1時間後、衝突事故に遭った。そして、一言も供述できないまま、追突事故の加害者(100%過失)にされたのだった。

彼にとつて「現場の痕跡」は、唯一の代弁者だったはずだ。警察はなぜその大切な証拠をわざわざきれいにかたづけしてから写真を撮り、調書に貼付したのか? 調書に貼り付けられていた現場写真は、本当に事故の当日に撮られたものだったのか……?

番組では、父親の正和さん



警察の説明では、バイクが停止中の車に真後ろから追突したような話だったが、事故車を見ると、真後ろに傷はなく、右後部側面に損傷が見られた。

の必死の立証活動を追いながら、事件の真相と問題点に迫った。その日の夕方、衆議院議員・細川律夫氏(民主)の政策秘書である石原憲治氏から連絡があった。

「今朝、下川事件をテレビで見たいんですが、警察の対応は酷いですね。明後日の法務委員会で取り上げてみたいと思うのですが」

細川議員は、「交通事故問題を考える会」の事務局長でもある。実は、下川さんは以前、細川議員に、事故の概要や問題点を記した書類を手渡ししていたことがあったの

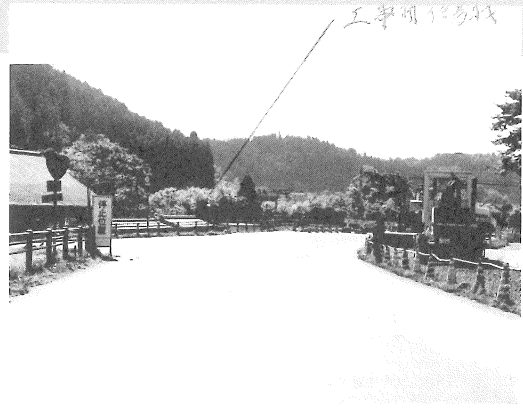
だ。

事故の真実が曖昧にされて苦しんでいる被害者や遺族は後を絶たないが、その根本にいつも横たわっているのが、「実況見分調書を見ることができない」という問題だ。

ようやく調書を見ることができて、その段階では起訴、不起訴が決まっております、たとえ捜査内容に間違いや捏造があつても、どうすることもできないのだ。欧米では、交通事故の調書は事故直後から両当事者に開示されている。情報開示はいまや常識なのだが、日本ではなぜ、一般公道で起こっている事故の現場見取り図さえ、当事者に見せてはくれないのか?

早速、5月30日の国会の様をお伝えしよう。

○細川議員　そこで、被害者の立場から、交通事故におきます調書の開示ということについてお伺いをしていきたいと思つております。(中略) 私は、交通事故においては、せめて実況見分調書くらいは捜査中でも遺族や被害者に開示す



掃き清められたようにきれいな現場写真。事故車の落下部品は見当たらない。

題だと思ひまして、4月11日の当委員会での私の質問でも、大臣は「検察がしっかりと調べておれば適正な捜査ができるのではないかと」いうふうには思ひます。「というふうなお答えもいただいております。私が交通事故の遺族の皆さんから要請を受けた件では、検察がしっかりと機能を果たしているかといひます。そうでもないというふうには思ひます。むしろほとんど検察は警察の捜査を承認しているというふうには思ひません。

は出てくるわけでありましようが、そのオートバイに乗った青年は亡くなってしまうわけですね。その遺族の皆様方の御心痛、察するに余りあるものがございます。先生が切々とお話をされましたように、結局不起訴になっておいて、後から実況見分調書を見る。これは、余りにも、余りにも、という気がします。私の率直な思ひは、したがって、少なくとも先生が御指摘のようなケースでは、刑事訴訟法47条というのは、その読み方は、ただし書きを極めて重く、あるいは幅広く読みほどくべきでありまして、実況見分調書を遺族の方に、それこそそのような例であるならば、お見せするのが原則であつてしかるべき、こつ思ひます。○細川議員 ありがとうございます。(以下省略)

警察の捜査に問題があつた場合ではなく、捜査が適正に行われる場合も含めて、被害者や遺族はできるだけ真実を知りたい、こういう気持ちであろうと思ひますから、それを生かそうとするのが犯罪被害者等基本法の趣旨だといふふうに私は思つております。そこで、少年法の改正案、傍聴が認められる事件というのは、交通事故、業過の事件が大半を占めるだろうと思ひますので、捜査段階であっても、せめてその交通事故の実況見分調書くらいは被害者に開示すべきだといふふうに私は考へます。一般に公開をしるというのではなくて、被害者の気持ちにこたえる意味で、捜査に支障を来さない範囲で開示すべきではないか、これについて法務当局のお考えを聞かせてください。○大野政府参考人(法務省刑事局長) ただいま委員が御指摘になりました刑事訴訟法47条というのがありまして、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」といふことで、原則として

なので、真実を調査した実況見分調書となる必要があるです。そのための実況見分調書開示だと思ひます。そして、自身の経験をもとに、さらに次のような対策が必要だと提言している。1. 実況見分調書はコピーを当事者に渡す。つまり閲覧権でなく、複写入手権にしたい。2. 捜査途中で進展もあり得る。そこは率直に認めて、捜査協力つまり不十分な点への申し立てと追加捜査と、目撃者を採す為の協力、場合によっては車両等の当事者調査なども認め、事前に問題点を整理するなど認めていたければ、本件の様な警察の捏造は不可能でなし、保険会社の暗躍なども無くすることができると思ひます。なによりも警察の信頼が高まります。法務省の刑事局長と鳩山法務大臣の答弁が、今後の流れによい影響を与えることを期待したい。

捜査段階の書類は捜査段階においては公にしないということになるわけですが、これはもちろんプライバシー保護あるいは円滑な捜査遂行の必要性を踏まえた規定です。ただ、この47条にはただし書きがくつついておりまして、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされております。そうした観点で、犯罪被害者等基本計画の中でも、検察官が捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するよう努めることといふ条項も入つてゐるわけでございます。そこで、現在、検察当局は、捜査段階でありましても、犯罪被害者等の方々から要望がある場合には、可能な範囲で、捜査への支障等を勘案しながら捜査状況等について説明をしております。そして、今委員が特に御指摘になりました実況見分調書につきましては、いわば客観性の高い証拠ということになるわけでありまが、被害者

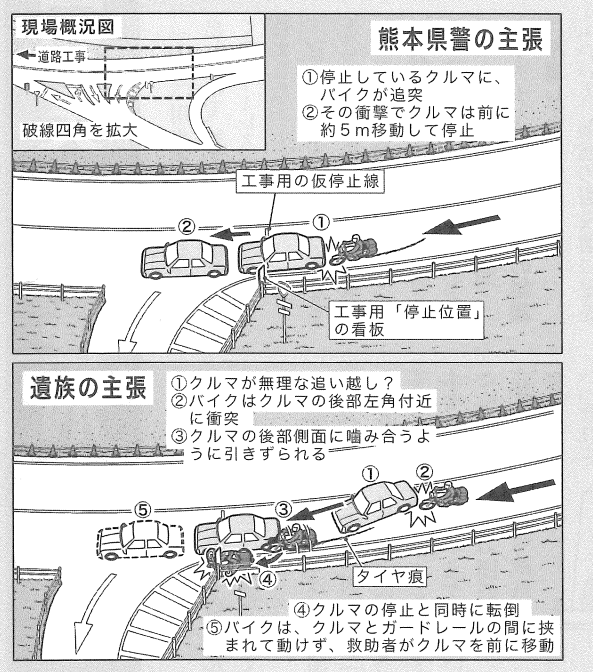
に対する説明の際に、必要に応じて実況見分調書をお示しする場面もあるというように承知しております。○細川議員 被害者に説明する場合に、実況見分調書も示す場合もあるといふことではありますけれども、しかし現実には、私が聞いた限りではまず見せてもらえないといふふうにして聞いております。刑事訴訟法47条の後半では、「但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」といふ規定がちゃんとあります。実況見分調書というのは本当に客観的な証拠ですから、それを被害者が見ても捜査の妨害になるとかそういうようなことは一切ない、被害者が真実を知りたいといふときには、やはり実況見分調書を見せるというふうには私には思ひますけれども、大臣のお考えを聞かせてください。○鳩山邦夫法務大臣 少年法の改正案が、少年により重大な事件が起きて、最愛の御家族を失うといふようなケース



事故から10日後、現場道路脇に放置されていた事故車の部品。事故直後には路上に散乱していたはずだが、記録は一切されていない

下川事件の概要

事故は1998年11月14日、午後0時20分頃、熊本県清和村の国道にある変則三叉路で起きた。熊本県警北部警察署(現・山都警察署)によると、交差点で停止していた乗用車に、後方から走ってきたバイクが時速約60キロで追突。浩央さんは肝臓破裂の重傷を負つて病院へ運ばれた。緊急手術が施されたが、事故



から2日後の16日早朝、浩央さんは東京から駆けつけた両親と一言の会話も交わすことなく、息を引き取つた。奇しくも26歳の誕生日だった。乗用車を運転していたのは、現場近くに住む女性。彼女は、「ルームミラーでバイクがぶつかる瞬間を見ていた。バイクに追突された衝撃で車が前に5メートルほど動いた」といふ内容の話をして